

WTO非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

1. 場 所 : WTO本部(スイス・ジュネーブ)

2. 日 時 : 平成16年3月29～31日

3. 出席者 : 岡島林政部長、奥野漁政部参事官、森田木材貿易対策室長他
外務省佐藤国際機関第一課長他
経済産業省田中通商機構部長、鈴木参事官他

4. 議論の概要

アイスランド・ヨハンソン大使が、非農産品市場アクセス交渉会合の議長に正式に選出された。 ヨハンソン議長は、加盟国が提出したすべての提案等は現在も議論のテーブルに載っていることを確認した。その後、基本的に加盟国間の交渉が精力的に行われた。こうした協議の結果、当面の交渉上の目標として、7月末までの枠組み合意に向けて努力していくべきこととなった。概要は以下のとおり。

(1) 全体の目標、関税削減方式

総じて、先進国と途上国双方において、従来の立場に変化は見られなかったものの、基本的には、デルベステキストを出発点として、7月末までの枠組み合意に向けて努力していくことに一般的な共通理解があった。多くの途上国から、ジラール案を含む途上国へのS&Dを重視する発言があった。また、一部の途上国や新規加盟国より、既に低関税となっている途上国もあり、注意深いバランスが必要であるとの指摘もあった。モーリシャスより、センシティブ品目は先進国・途上国双方に存在しており、これについての柔軟性は双方に必要であるとの発言があった。

(2) 分野別関税撤廃・調和

(i) 米国、カナダ等は、ゼーリック書簡にある世界貿易の相当部分（クリティカル・マス）が参加する方法について検討すべきと主張した。具体的には、主要な輸出国及び輸入国の参加を義務づけつつ、多くの途上国の参加を任意とし、途上国は一定水準で関税引き下げをとどめたり、品目を限定する等のS&Dを提供するといった考え方である旨説明した。

(ii) これに対して、我が国、台湾等は、分野が明確でない中で、一部の主要国のみに参加を義務づけるといった参加方法の議論をすることは困難であり、分野選択の議論を同時に進める必要があることを主張した。

(iii) ブラジル、インド等多くの途上国は、分野別関税撤廃・調和の議論は、関税の削減方式についての合意が得られた後で、これで不十分な場合に追加的に検討すべきであり、また、参加は任意とすべきであると主張した。モーリシャス、バングラデイッシュ等の途上国は、関税が撤廃されると特恵マージンが消失し、途上国の輸出関心品目の市場アクセスがかえって制限されることを指摘した。

(3) 非関税障壁

非関税障壁については、効率的な作業を進める必要性について認識が共有されたが、具体的な手順については議論が深まらなかった。

(4) 林水産物に関するバイ会合等

(i) 韓国、台湾の林水担当者等と意見交換を行い、林水産物を分野別関税撤廃・調和の対象とすべきではないという観点から、ゼーリック書簡に言及された世界貿易の相当部分（クリティカル・マス）を占める国の参加との考え方については、分野毎に異なる事情に配慮しつつ、各国の意見を聴取しながら、慎重に対処していくこととの認識を共有した。また、関税の削減方式に一定の柔軟性を確保することについて、農業交渉において検討されているような、全ての国に一定の柔軟性を含んだ方式（ブレンド方式）であれば検討に値するという考え方を共有した。さらにイスラエルとも、センシティブ品目に対する柔軟性の必要性についての考えを共有した。

(ii) また、EUとのバイ会合において、我が方からセンシティブ品目である林水産物等についての立場を説明し、双方の理解を深めた。バイ会合において、モーリシャスは、特恵マージン喪失の観点から、水産物等の分野別取組みに懸念を示した。その他、中国、インドネシア等とバイ会合を行い、林水産物についての我が国の立場を説明し、理解を求めた。

5. 今後の日程

ヨハンソン議長より、今後の非農産品市場アクセス交渉会合を、(i) 5月10～12日、(ii) 6月9～11日、及び、(iii) 7月（未定）に開催することが提案され、加盟国から了承された。